

# 食品表示ニュースレター

令和 2 年 10 月号

## ○最近の食品表示基準の改正の概要について



### ≪指定成分等含有食品に係る表示について≫ 令和 2 年 6 月 1 日施行

食品衛生法の改正による指定成分等含有食品(特別の注意を必要とする成分等を含む食品)に係る健康被害情報の届出制度の創設に伴い、「指定成分等含有食品である旨」、「指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨」等の表示を義務付け。

【指定成分:コレウス・フォルスコリー、ドオウレン、  
プエラリア・ミリフィカ、ブラックコホシュ】

### ≪生水牛乳表示について≫ 令和 2 年 6 月 1 日施行

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正により、乳の範囲に「生水牛乳」が追加されたことから、乳の範囲に「生水牛乳」を追加するように改正。

### ≪農産物漬物の内容量表示について≫ 令和 2 年 3 月 27 日施行

計量法における農産物漬物の計量方法について、商品の実態を反映した見直しが行われたことを踏まえ、農産物漬物について、計量法の計量方法に基づき内容量を表示するように改正。

### ≪精米年月日表示について≫ 令和 2 年 3 月 27 日施行

古い「精米年月日」表示の商品が売れ残ること等により生じる食品ロスの問題や物流上の問題に対応するため、「精米年月日」表示を「年月日」だけでなく、「年月旬」でも表示ができるよう改正。

詳細な改正箇所は、令和 2 年 3 月 27 日付け消費者庁次長通知(消食表第 87 号)、消費者庁食品表示企画課長通知(消食表第 90 号)にてご確認ください。

## 《食品添加物に係る表示について》令和2年7月16日施行

「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」を踏まえ、「人工」及び「合成」を冠した食品添加物の用途名(甘味料、着色料及び保存料)及び一括名(香料)について、「人工」及び「合成」の用語を削除。

## 《原料ふぐの種類に係る表示について》令和2年7月16日施行

ふぐの種類について、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第6条第2号に基づく通知「ふぐの衛生確保について」(昭和58年環乳第59号厚生省環境衛生局長通知)が改正されたため、ふぐの種類の種類標準和名のリストから「しろあみふぐ」を削除。

## 《特色のある原材料等に係る表示について》令和2年7月16日施行

有機畜産物について、日本農林規格等に関する法律施行令(昭和26年政令第291号)の改正により、有機畜産物等が指定農林物資として表示規制の対象となったことを踏まえ、該当する告示を引用するよう改正。

詳細は、詳細な改正箇所は、令和2年7月16日付け消費者庁次長通知(消食表第270号)、及び消費者庁食品表示企画課長通知(消食表第273号)にてご確認ください。

★食品表示基準等の各種改正について、詳細は消費者庁ホームページにて確認できます。

- 消費者庁の相談窓口(03-3507-8800(代表))
- 消費者庁HP「食品表示法等(法令及び一元化)情報」

URL([https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/))



## ○令和2年度産地直売所の立入調査を行いました！

県内の産地直売所等で販売されている生鮮食品及び加工食品の適正な食品表示の推進を図ることを目的として、立入調査を行いました。今回は、その調査で見受けられた適正表示となっていない表示例をご紹介します。ご自身が製造販売されている食品の表示に該当がないかご確認をしてください。

### 令和2年度産地直売所立入調査結果概要

生鮮食品 検査数	406 点
加工食品 検査数	794 点
適正表示になっていない食品数	154 点

《生鮮食品で適正表示となっていなかった食品表示例》

#### ●玄米精米

農産物検査を受けた精米の場合の表示

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産
内容量	〇 k g		
精米時期	〇〇. 〇〇. 〇旬		
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇〇 電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		



「食品表示基準別記様式第4」

玄米精米は、個別的に表示様式(別記様式第4)が定められています。**名称と原産地以外**に**表示しなければならない事項があります**ので注意してください。

**赤米**や**黒米**、**紫黒米**等と呼ばれている**古代米**は、**いずれも玄米に該当しま**  
**す**ので、玄米の表示方法に基づき表示してください。

《加工食品で適正表示となっていなかった食品表示例》

●原料原産地、アレルギー表示、賞味期限など

《誤表示》

名称	焼き菓子
原材料名	小麦粉(佐賀県産)・砂糖・卵黄・塩・バター
内容量	100g
保存方法	直射日光を避け、常温保存
賞味期限	製造から1ヶ月
製造者	佐賀太郎 佐賀県武雄市〇町××

製造日 △年〇月×日

小麦粉は加工食品ですので、「小麦粉(国内製造)」等と表示すること。〇〇産と表示する場合は、第一原材料が生鮮食品であるとき。

原材料の区分は中黒点(・)ではなく読点(、)で行うこと。

賞味期限は、製造日表示は認められず、原則年月日の表示をすること。

「卵黄」及び「卵白」は、アレルギー表示が必要です。「卵黄(卵を含む)」、「卵白(卵を含む)」と表示すること。

《正しい表示》

名称	焼き菓子
原材料名	小麦粉(佐賀県製造)、砂糖、卵黄(卵を含む)、塩、バター
内容量	100g
保存方法	直射日光を避け、常温保存
賞味期限	20▲▲年〇月〇日
製造者	佐賀太郎 佐賀県武雄市〇町××

●農産物漬物  
梅干しの表示について

農産物漬物の名称は、規定があるためそれに従うこと。  
任意に名称はつけられない。

《誤表示例》

品名	こだわりの梅干
原材料	梅(佐賀県産)、しそ、塩、砂糖
内容量	200g
賞味期限	枠外記載
保存方法	直射日光を避け、常温で保存
製造販売者	佐賀商店 佐賀県◇市■町△△

漬けた原材料以外は、  
「**漬け原材料(…、…)**」  
と表示すること

賞味期限は「**枠外記載**」とする  
のではなく、「**この面上部に  
記載**」等と具体的場所を表示  
すること。

製造者の氏名を**屋号のみと  
することはできない**。氏名又  
は名称(法人名)を表示したう  
えでの屋号の併記は可能。

事項名:原材料→**原材料名**

事項名:製造販売者→**製造者**

名 称…食品表示基準別表 3 に従った名称にすること。



原 材 料 名…①漬けた原材料→②漬け原材料→③添加物の順で表示すること。

※市販の「漬物の素」等を使用した場合は、その商品の原材料名欄を確認して、素の原材料や添加物名を記載。

原料原産地…重量割合が上位4位かつ5%以上の原材料の原産地を表示すること。

(内容量が 300g 以下の場合、上位3位かつ5%以上のものを表示)

《正しい表示例》

品名	調味梅干し
原材料名	梅(佐賀県産)、漬け原材料(しそ、塩、砂糖)
内容量	200g
賞味期限	この面上部に記載
保存方法	直射日光を避け、常温で保存
製造者	佐賀商店 代表 田中 ○○ 佐賀県◇市■町△△

## ○原料原産地制度の対応への経過措置期間の終了について

経過措置期間は来年度の3月末までです！

食品の区分	食品表示法の旧基準による表示が認められる期間
一般用 加工食品・添加物	<u>2022年3月31日</u> までに <u>製造、加工、輸入されるもの</u>
業務用 加工食品・添加物	<u>2022年3月31日</u> までに <u>販売されるもの</u>

### 【主な変更点】

全ての加工食品に原料原産地表示が必要となります。

### 【表示方法】

#### ●国別重量順表示(原則)

一番多い原材料が**生鮮食品**の場合、その産地を表示します。

産地が二つ以上ある場合は、割合の多い順に「、」でつなぎます。

名称	いちごジャム
原材料名	いちご( <b>アメリカ産、国産</b> )、糖類(砂糖、ブドウ糖)、…

#### ●製造地表示(原則)

一番多い原材料が**加工食品**の場合、その製造地を表示します。

製造地が二つ以上ある場合は、割合の多い順に「、」でつなぎます。

名称	清涼飲料水
原材料名	みかん果汁( <b>国内製造</b> )、果糖ぶどう糖液、…

#### ●又は表示

原産地として使用した可能性がある複数の産地や製造地を、実績・計画等に基づき、使用が見込まれる重量割合の多い順に、「又は」でつないで表示します。

#### ●大括り表示

3つ以上の外国の産地表示を「輸入」、3つ以上の外国の製造地を「外国製造」と表示します。

#### ●大括り表示+又は表示

「輸入」と「国産」もしくは「外国製造」と「国内製造」を、使用が見込まれる割合の多い順に「又は」でつないで表示します。

## ○「食品表示基準 Q&A」の活用について

食品表示関係の資料として、食品表示基準 Q&A(消費者庁作成)をご紹介します。インターネットに公開され、事例や事項ごとに表示の方法を説明してありますので、ご活用ください。以下に、その活用例をご紹介します。

(加工-3) 加工食品であっても、容器包装せずにばら売りするなどの場合は、表示はしなくてよいのですか。

(答)

一般用加工食品について、食品関連事業者が生食用牛肉を容器包装に入れずに消費者に販売する場合を除いて、食品表示基準第3条第1項では「容器包装に入れられた加工食品」に基準を適用する旨を規定しています。このため、業務用加工食品を除く容器包装に入れられていない加工食品を販売する場合には食品表示基準は適用されません。

(加工-27) 製造年月日を記載した上で、次の方法で表示してもよいですか。

- ①消費期限 製造日から3日間
- ②賞味期限 製造日から1箇月間
- ③賞味期限 製造日から3箇月間 (期限表示が年月表示に簡略できる場合)

(答)

認められません。それぞれ(加工-25)のとおり定められた方法で表示しなければなりません。

- ①消費期限 令和〇年〇月〇日、消費期限 20〇〇年〇月〇日
- ②賞味期限 令和〇年〇月〇日、賞味期限 20〇〇年〇月〇日
- ③賞味期限 令和〇年〇月、賞味期限 20〇〇年〇月

なお、当然のことながら、製造年月日のみを表示することは認められませんが、必要な消費期限又は賞味期限の表示を適切に行った上で、任意で製造年月日を表示したり、消費期限、賞味期限を製造日からどの程度の期間で設定しているかを付記することは差し支えありません。(加工-15参照)

(加工-251) 詰め合わせ商品、個包装集合体のもので、個包装に表示した場合、商品外装パッケージにも表示する必要がありますか。必要がある場合、表示方法を教えてください。また、反対に、個包装に表示せずに商品外装パッケージのみに表示することも可能ですか。

(答)

個々の商品に表示を行っていた場合であっても、商品外装パッケージにも別途表示を行う必要があります。ただし、透明の袋等を透して個々の商品の表示を認識できる場合であれば、商品外装パッケージにあえて表示を行う必要はありません。

また、販売方法が詰め合わせの形態に限られ、商品ごとにばら売りされない場合は、商品外装パッケージに表示を行っていれば、個々の商品に表示を行う必要はありません。ただし、販売者によって、ばら売りされることが想定されている場合は、想定されている商品全てに表示を行う必要があります。想定していなかった商品が販売者によってばら売りされる場合には、販売者に表示義務が生じます。

このほかにも、アレルギー表示関係や、原料原産地制度についてなどテーマに沿って様々な Q & A が用意されています。表示の作成で困った際には、ご確認ください。

## 《食品表示問い合わせ窓口について》

### 【表示全般】

消費者庁 食品表示企画課 03-3507-8800



### 【品質に関する事項】 名称、原材料、原産地、内容量等

佐賀県生活衛生課 食品安全衛生担当（食品表示総合窓口）  
0952-25-7077

### 【衛生に関する事項】 添加物、アレルギー、期限表示等

佐賀県生活衛生課	食品安全衛生担当	0952-25-7077
佐賀中部保健福祉事務所	衛生対策課	0952-30-1906
鳥栖保健福祉事務所	衛生対策課	0942-83-2162
唐津保健福祉事務所	衛生対策課	0955-73-1131
伊万里保健福祉事務所	衛生対策課	0955-23-2103
杵籐保健福祉事務所	衛生対策課	0954-23-3501

### 【計量法】 内容量について

佐賀県くらしの安全安心課 食育・計量担当 0952-25-7069

### 【景品表示法】 商品のパッケージについて

佐賀県くらしの安全安心課 消費相談啓発指導担当 0952-25-7059

### 【資源有効利用促進法（容器包装の識別表示等）】

佐賀県循環型社会推進課 3R 担当 0952-25-7078

当課では、なるべく電子メールによる迅速な情報提供に努めたいと考えています。  
現在郵送によりニュースレターを御購読いただいている事業所におかれましては、  
メールアドレスの登録申請を何卒よろしくご願ひいたします。

#### 《登録方法》

件名を「食品表示責任者のメールアドレス」とし、  
内容欄に「事業所名」及び「食品表示責任者名」を入力の上、  
下のアドレスへ送信していただくようお願いいたします。

（なるべく個人アドレスではなく事業所アドレスからの送信をお願いします）

佐賀県健康福祉部生活衛生課のメールアドレス → [seikatsueisei@pref.saga.lg.jp](mailto:seikatsueisei@pref.saga.lg.jp)